

## 国保中央病院組合障害者活躍推進計画

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3に定める「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」とする。

機関名	国保中央病院組合
任命権者	国保中央病院組合管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
国保中央病院組合における障害者雇用に関する課題	<p>当組合における令和元年6月1日現在の障害者の雇用率は2.66%であり、地方公共団体に係る法定雇用率2.5%を達成している。しかし、障害者である職員数は少なく、現状では1名の離職者が発生しても法定雇用率は達成できない状況にある。</p> <p>このため、当組合においては、より一層、障害者の雇用を進めるとともに、障害者が働きやすい環境の整備を行い、定着率の向上に努め、法定雇用率の達成を維持していくことが課題となっている。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用を達成すること （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.66%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>職場環境等を理由とする離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、離職状況を把握</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として企画総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として企画総務課職員を選任する。</p>

(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、奈良労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者との話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障害特性に配慮したマニュアルやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。
(2) 募集採用	<p>○常時勤務することが困難な障害者に対し、会計年度任用職員として任用するなど、その障害特性に応じた就業が可能となるよう、病院内の業務の選択肢を増やす。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。</li> </ul>
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。